

平成28年第1回教育委員会定例会  
(1月12日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年1月12日(火) 午後2時7分から午後3時22分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青 少 年 ・ ス ポ ー ツ 課 長	山 本 光 洋
中 央 図 書 館 長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

第1号議案 東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

第2号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を  
改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア 認証保育所保育料助成の充実について

- イ 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成事業について
- ウ 高学年障害児保育対応こどもクラブの拡大について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

- ア 区民文教委員会における報告事項等について
- イ 後援名義の使用について

### (2) 学務課

- ウ 第48回台東区学校保健研究発表会の開催について

### (3) 児童保育課

- エ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

### (4) 指導課

- オ 平成27年度台東区オリンピック・パラリンピック教育の推進について

## 3 2月の行事予定について

## 4 その他

午後2時7分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第1回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第1号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

まず、第1号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、第1号議案、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本件は、平成27年11月17日開催の本教育委員会に報告をいたしました、区外利用者の使用料改定及び利用機会の拡大のため、東京都台東区生涯学習センター条例を一部改正したことに伴い規定の整備を図るため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

まず、12月28日と1月4日を開館日とするため、休館日を定めます、第2条の規定を下線のとおり改めます。

次に、区外利用の使用料改定に伴い、第5条の2として、区内登録団体の規定を定めるものでございます。

付則をご覧いただきまして、施行期日がございますが、4月分のご利用の受付がこの2月1日から始まりますところから、平成28年2月1日を施行日としております。

第1号議案のご説明は以上でございます。つきましては、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第1号議案については原案どおり決定いたしました。

## 第2号議案

○垣内委員長 次に第2号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、第2号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本件は区外利用の条例による関係条例の一部改正、及び行政不服審査法等の改正に伴い規定の整備を図るため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

新たに利用が始まる区外利用団体について10人以上で構成し、区内在住、在勤、在学者の割合が7割に満たない団体と規定するとともに、利用申し込みの受付期間を定めるものでございます。また、行政不服審査法等が改正され審査請求期間が60日から3箇月に延長されたところから、第9号様式、利用取消・制限・停止通知書中の審議請求期間を改めるものでございます。

付則をご覧いただきまして施行期日でございますが、平成28年4月1日でございます。

第2号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員長 この改正案で7割未満の団体を区外利用団体とするというこの基準は何かあるのでしょうか。

○生涯学習課長 この度の区外利用の導入に当たりましては、区民の方のご利用についてはそれぞれの施設の経緯があるもので、統一的に何割以上というように定まっているものではございません。ただ、区民館と社会教育センター・社会教育館につきましては、構成員が10名以上で7割以上の団体が区民の団体、それに満たないものを区外団体と定めております。

○垣内委員長 質問ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたしたいと思えます。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第2号議案については原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 児童保育課 アイウ

○垣内委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

はじめに、児童保育課のアからウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、28年度予算で検討しております三つの事業につきまして、一括してご説明をさせていただきます。まず、資料1をご覧ください。

認証保育所保育料の充実についてでございます。現在、認証保育所を利用されている方については、その保育料の一部を助成し経済的負担の軽減を行っております。本件は28年4月分の保育料の助成額を引き上げることについて協議するものでございます。

項番1、事業概要でございます。助成の額は所得に応じたものとするため、認証保育所の基本時間の保育料と認可保育園に入園した場合の保育料とを比較し、その差額に応じた額を保護者からの申請に基づいて、償還払いの方法で年4回交付しております。

項番2、充実案でございます。表にお示ししたとおり、助成額を2万円の4段階から4万円の8段階までにいたします。

項番3、充実案による効果でございます。今回の引き上げにより認可保育園の保育料との格差がおよそ年収1,000万円以下の世帯についてさらに解消されてまいります。また、認証保育所の保育料は認可保育園のような所得状況に応じた負担額ではないため、所得によっては利用しにくい保育サービスでございました。今回の充実により選択肢を増やすことが可能となります。

裏面をご覧ください。

項番4、スケジュールでございます。2月23日の子育て支援特別委員会で報告をし、予算成立後に認証保育所を利用されている保護者をはじめ、子育て世帯に周知をしております。保護者からの申請に基づき、28年4月分の保育料負担から適応をしております。参考といたしまして、予算額を項番5にお示しをいたしました。充実による増額分は、1,432万9,000円で、総額は6,763万1,000円となります。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成事業についてでございます。本件は現在病後児保育として三ノ輪にあります認証保育所において施設型保育を実施している事業に加え、28年度から病児保育を確保することについて協議するものでございます。

項番1、目的でございます。教育委員会では児童が病気やけがなどにより保育園や小学校に登園、登校させることができない場合など、民間事業者によるベビーシッターの派遣により保育サービスを利用した際にかかる利用料の一部を助成することで、保護者の子育て

てを支援しようとするもので、児童の福祉の向上を図るものでございます。

項番2、事業概要でございます。

(1)助成対象経費は医療機関を受診した病気・けがによりベビーシッターを利用した場合の保育利用料といたします。

(2)助成内容でございます。お支払いになった保育料の半額を助成いたします。ただし、児童一人当たりの年間の補助限度額を4万円といたします。この額は利用料が1時間当たり2,000円程度として、その半額1,000円を1日8時間の5日間利用できるだけの量を賄うものでございます。

(3)助成対象児童は、生後6か月から諸学校6年生までの児童といたします。

(4)助成対象となる事業者は①と②に登録のある事業者といたします。①の団体は、居宅での保育の質の維持と向上を図るために活動をしており、ベビーシッターに関する研修や、資格認定等、質の維持・向上に取り組んでいる団体として厚生労働省は推薦している団体でございます。また、②につきましては、厚生労働省が実施する割引券取扱事業者の認定も①の団体が行っていることから対象といたしております。

(5)助成方法につきましては、お支払い後に申請書に領収書を添付してもらい、助成をする償還払い方式といたします。

項番3、スケジュールでございます。2月23日の子育て支援特別委員会に報告した後、4月から利用された保育サービスについての助成を開始してもらいます。参考として、予算額を項番4にお示しをいたしました。初年度といたしましては、1日8時間利用されたとして、150日分を確保する予算となっております。

資料2については、以上でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。

高学年障害児保育対応こどもクラブの拡大についてでございます。本件は、二つのこどもクラブにだれでもトイレを設置し、障害児保育対応のこどもクラブを拡大することについて協議するものでございます。

項番1、目的でございます。こどもクラブは27年度から小学校6年生までを対象としております。しかし、体が大きくなる高学年の障害児受け入れについては施設の面としてだれでもトイレを設置して保育環境の向上を図るために順次施設の改修に合わせるなどして整備を行っております。

項番2、実施こどもクラブでございます。現在既に7カ所が整備されております。今後、毎年1クラブずつ整備することを次世代育成地域支援計画に定めておりますが、28年度は表のとおり二つのクラブについて整備を進めてまいります。玉姫こどもクラブにつきましては、3月末より現在のクラブの大規模改修工事に伴って、旧北部小包集中局跡地に用意しますプレハブに移転をします。このプレハブ内にだれでもトイレを設置することが可能となりましたので、4月からの受け入れを開始いたします。

また、竜泉こどもクラブについては、現在忍岡中学校が校舎を利用中ですので、忍岡中学校が移転した後に、平成29年1月から私立保育園の仮移転先となるための工事とあわせて設置工事を実施してまいります。予定としては、平成29年1月ではございますが、設置完了後に順次開設をしていきたいと考えてございます。

項番3、スケジュールでございます。2月23日の子育て支援特別委員会で報告した後、区のホームページのほか、子育て世帯に周知をしてまいります。

3件につきまして、説明は以上でございます。

**○垣内委員長** ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、児童保育課のアについて、何かご質問はございませんか。

資料の裏面を拝見すると、2万5,000円とか3万円をもらう世帯というのが非常に多いと読んでいいのですよね。ですから、拡充することによって、こういった方々にきめ細やかなサービスが提供できるという非常にいいかと思えます。ただ、認証保育所と認可保育園の保育料の差額というのはどのぐらいでしょうか。これによって完全に解消できる程度の差額なのでしょうか。

**○児童保育課長** まず、認証保育所につきましては、それぞれ年齢に応じて利用料金に差がございます。最高額で月額7万7,000円の設定をしているところから、一番低い額ですと0歳児でも5万7,000円という施設がございます。こういった施設の料金と、もし認可保育園を利用された場合の差ということになりますので、現在利用中の方で最も階層区分が低い方はB階層、いわゆる区民税非課税世帯の方になりますが、この方が保育園に入られた場合、保育料がかからない世帯ということになります。この方が認証保育所等を利用された場合は、最高でも7万円の差が開いてしまうということでございますので、最高でも半分の4万円までは格差を埋めていこうとするものでございます。

**○垣内委員長** インセンティブとしては十分だと思いますけれども、それでもやはりかなりの差が残ってしまうということになるわけですね。財政状況も考えなければいけませんし、ほかとの歩調も合わせていかなければいけないのでしょうか、この差は結構辛い部分ですね。ですから今回充実していくわけですが、これがうまくいけば、またさらにということをお考えなのでしょうか。

**○児童保育課長** 先ほどは一番差が開いたところをご紹介させていただきましたが、現在認証保育所を多く利用されている世帯は、年収が680万円程度の世帯でございます。保育料にいたしますと3万円代の保育料の方が一番多くご利用いただいております。そのため、7万円の認証保育料を払ったとしても4万円までの補助があれば十分に格差を解消できると考えて4万円を設定しておりますので、これ以降さらに上乗せをするかといった部分については、また利用者の選択肢がどのように動いていくのかを注視しながら実施を検討させていただければと考えております。

**○和田教育長** これから認証保育所の開設の見込み、見通しについて教えてください。

**○児童保育課長** 現在27年度から子ども・子育て支援制度が始まり、認証保育所という東

京都に独自の認証システムによる保育所の開設につきましては、一部の区で誘致を実施している以外は現在行っておりません。ほとんどの区が認可保育所を誘致していくという施策の方向に動いているというところがございます。

台東区につきましても、次の教育委員会の定例会でご報告をさせていただく予定ではございますが、29年4月に向けて開設に向けての認可保育所2園についての募集をしている中で、その応募状況について次回ご説明をさせていただければと考えてございます。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、協議事項、児童保育課のイについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 病児保育というのは従前から課題になっていきましたが、その前段階として病後児保育を区では既に実施をしてました。その病後児保育の利用状況と、それから病児保育について、今回ベビーシッター方式、派遣によって行っていこうというような方向、いわゆる施設型ではない形をとったその経緯について、もう一度確認をさせてください。

○児童保育課長 まず、現在行っている病後児保育についてでございます。こちらは、区内で1カ所で実施をし、1日4人までを上限にしてお預かりをしているところがございます。通年を通してみますと、やはり利用実績は少ないという事業でございます。

ただ、インフルエンザが流行する時期ですとか、季節によっては1日4人の定員がいっぱいになるという日も何日かございます。そういった意味では、通年通して確保してはおりますが、やはり利用実績はそれほど伸びていない。実際はご家庭で保護者などがお休みになってお子さんを保育されているという状況があるのかなというように思っております。

また、病児保育を自宅にベビーシッターを呼ぶという居宅訪問型で実施することについてでございますが、23区の状況でまいりますと、現在台東区を除く5区でこのような居宅訪問型で実施をいたしております。それ以外の区については、江戸川区を除き施設型の病児保育については、残りの区では病院ですとか診療所を拠点とした拠点型病児保育を実施しております。やはり、拠点となる病院、診療所に預かり場所を確保できなかった自治体がこのようなベビーシッター型で対応しているという現状があると考えてございます。

区といたしましても、区内にあります医療機関との連携ということを考えたときに、その医療機関でそれぞれベッドを確保するということが非常に厳しい状況でございましたので、今回はベビーシッター型で対応させていただきたいと考えてございます。

○和田教育長 仮に事故などが発生した場合の責任の所在については、どのように整理をされたのか。

○児童保育課長 まず、この事業の利用の開始に当たりましては、保護者の方が医療機関に子どもを受診させていることが条件になってございます。そのため、お子様についてはある意味病名が固まっているというのでしょうか、病名が判明している段階でお預かりをさせていただきます。各事業者は、それぞれの協会が定めている基準を満たしております。この中には、もしお子さんに何か急変があった場合、保護者の指定する病院へ連れて

行くことや、救急車に乗せるといった対応についても細かく決められております。このような手順に従って救急搬送等をしていくということについては、保護者のほうも契約する際に、重要事項説明を聞き、そのうえでの契約となっております。従いまして、事業者と保護者がしっかりと契約関係を結んだ上でのご利用ということで、安全管理をしていきたいと考えているところでございます。

**○垣内委員長** 今、病後児保育については、あまり活用されていないというか、季節的なものもあるということで。病児保育については新規の事業ということですが、長期にわたってこのような病院にはいないけれども、自宅療養をしながら学校にも行けないというようなことはあまり想定されていないようですが、過去の実績からしてあまりないというように考えていいものなのでしょうか。

**○児童保育課長** まず、障害児の方や、難病のお子様については既に区立保育所でその症状に合わせて集団保育が可能であれば預かりを行っております。逆に、お母様・お父様が就労によらないで自宅で介護をされている場合は、その障害児のお子様用のサービスを利用していただくということで、例えば介護給与ですとか、そういったことが可能になっていくかというように考えてございます。

それ以外の集団保育になじまないお子様については、0歳から2歳については、居宅訪問として地域型保育事業という認可事業で、区内では唯一、一事業者ございまして、ここで契約ができれば毎日保育を提供してもらおう体制になりまして、1対1の保育になります。

台東区においても、今年の4月から利用開始に向けて現在調整している方が1件ございまして、看護師が難病のお子さんに対して保育に入るということで、現在準備をしております。もし就労等保育が必要なお子様について、そういった対応が必要である場合については、区の認可事業ですとか、幼稚園、保育園そういった場所を対応させていただいて、預かりでお受けするという形をとっていきたいと考えてございます。

**○高森委員長** この病児・病後児保育については、三つの累計があるというような話でしたけれども、一つは病院や診療所の拠点型、それから施設型と、そして今回お話があった居宅訪問型のベビーシッターを利用する形という、この三つからなるような感じなのですが、恐らく、台東区は拠点型がないということでしたので、施設型の利用が少なかったというのはやはり利用しにくいという面があったのではないかと思います。それをベビーシッター派遣の形の居宅訪問型にすることによってさらに充実させることができますし、この病児・病後児保育が利用しやすいのかなという気がします。

他区でこのベビーシッター派遣型の保育サービスを展開しているところでは、やはり利用者が多くなっているというような感じなのではないでしょうか。

**○児童保育課長** 既に開始をしている5区の状況ですが、千代田区が20年度から、渋谷区が23年度から、足立区が24年度からとなっておりまして、文京区、北区につきましては今年度から実施をしているところでございます。

いずれのサービスにつきましても、病気中のお子様をお預かりするということでは、継

続的に事業実績が上がっていくというものではない事業のスキームでございまして、お子様が基本的に健康であればこのサービスを使う必要はないものでございます。

台東区として他区と同じように利用の実績がどの程度まで伸びていくのかといったところが若干比較しにくいところではあるのかなと考えてございます。

私どもといたしましては、今回就労家庭だけに限らず、生後6カ月から小学校6年生までを対象としておりますので、利用方法としては、例えばお母様とお子さんが一緒にインフルエンザになってしまったときに、小さなお子さんを取りあえず病院に連れていけないのでベビーシッターの方に見てもらっている間にお母さんが自分の診療を受けに行くとか、そういったことでも利用可能なようにしていきたいと考えてございます。どんな使い方をされるのかというのはいろいろあるかと思いますが、そういったご提案をしながら周知活動をしていきたいと考えてございます。

○高森委員 両親が共働きかどうかということも、区によっては割合が違うでしょうしね。

○垣内委員長 ご質問ほかございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に、協議事項、児童課のウについて何かご質問はございませんか。

○樋口委員 先日の文部科学省の調査で、小学生の低学年生が小学校のトイレを使うときに、和式トイレの我慢率がなんと6割だと聞きましたので、あえてお聞きしますが、このトイレは当然洋式トイレを設置するということよろしいですか。

○児童保育課長 だれでもトイレを設置する理由としましては、排せつに介助が必要な際にその個室に一緒に大人も入るといふ、それだけのスペースをとろうということで、車椅子の方が対応も可能な広さを持つ洋式トイレを考えてございます。

○樋口委員 今、区内の小学校で和式と洋式の比率はどのくらいになっているかわかりますか。

○庶務課長 まず小学校のほうですけれども、平均すると30%台半ば、中学校のほうは40%少々上回るというレベルでございます。その辺はただいま樋口委員がおっしゃいましたように、子どもたちの生活様式がほとんどのご家庭ではもう洋式とっていいくらいのご状態になっておりますので、私ども教育委員会事務局としまして、区立小中学校のトイレの洋式化率を、和式も若干あったほうがいいのかという観点も含めまして、大体70%～80%台くらいまでにはこの数年間で引き上げていきたいと考えておまして、来年度予算の中にもそういった考え方を少し取り入れていければなということで、今やっているところでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、児童保育課のアからウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それではまず、庶務課のア、区民文教委員会における報告事項等についてご説明をいたします。資料4をご覧ください。

昨年の12月10日、区議会の第4回定例会、区民文教委員会がございました。教育委員会といたしましては、議案が2件、陳情が1件、報告が7件、合計で10件の案件がございました。いずれも委員会の前に本教育委員会にお諮りをしているものでございます。主なものをご紹介しますさせていただきます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番3の報告事項でございます。

まず、(1)蔵前小学校改築の検討状況について、副参事から報告をしてございます。改築の基本方針、施設概要等について説明をいたしました。

委員の方からは、屋上校庭ということで屋上からボールが道路や民家等に飛び出ないような対策をして、子どもたちが伸び伸びと体育活動等ができるようにしてほしいというご意見がございました。

(2)の蔵前小学校改築に伴う仮校舎への通学の安全確保について、これも同じく副参事から報告をしてございます。仮校舎が本来の通学区域外の外にあるために安全対策を講じるという説明内容でございます。その中で循環バス「めぐりん」の活用というところで、「めぐりん」には車イス対応のスペースもあり、乗車人数が多くなるようなら、イスを跳ね上げるなど、人数が多く乗れるような工夫も必要だと思ふというようなご意見がございました。

恐れ入ります、3ページのほうをご覧ください。

(5)の学びのキャンパス台東アクションプラン中間のまとめについて、教育改革担当課長から報告をいたしました。本プランは平成28年度から30年度の事業計画に当たるものでございまして、その進捗状況としての中間のまとめをご提示したものでございます。

委員の方々からの主な質問要望等では、現行の25年度から27年度のアクションプラン各事業の評価を本委員会にも報告してほしいというものがございました。また、近時の社会的な課題となっております選挙権年齢の引き下げ、子ども・子育て支援新制度、それから世界的な環境課題など、そういった社会変化もプランに反映させるべきであるというご意見をいただいたところでございます。そういったご意見はただいま教育改革担当課長のほうで、こういったものを踏まえて最終報告に向けて検討しているところでござ

います。

次に庶務課のイ、後援名義の使用についてご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

継続分のものになりますけれども、生涯学習課の取扱分が1件でございます。事業が「全国吟詠コンクール台東区・墨田区予選大会」でございます。主催者は、台東区吟剣詩舞道連盟でございます。事業内容、実施日、場所等については資料のとおりでございます。

以上、庶務課のアとイ、2件よろしく願いをいたします。

**○垣内委員長** ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

**○高森委員** 1ページ目の項番2、陳情の部分ですけれども、具体的にどのような陳情がなされたか、私たちは知ることができるのでしょうか。委員からの質問・要望等のところに「当該陳情が排除すべきとする図書基準も曖昧である」ということは、なんらかの図書の一覧が出ていて、それがどのような基準であったかということになりますけれども、どこかで報告があればいいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

**○中央図書館長** 陳情につきましては、まず具体的な書類でこの本を排除しないとかそういう要望ではございませんでした。そのことがこちらのほうでどういう図書を排除せよと言っているのか曖昧なので、この陳情には沿いがたいのではないかという答弁をさせていただいた根拠でもございます。

陳情について遑ってお話をさせていただきますと、陳情自体は公開をされるもので、後ほど手配をできればと思っておりますが、この陳情者からの要望事項は2点ございました。

一つは、不貞あるいは猟奇的なという表現を陳情者の方は使っていたのですが、そういう青少年の健全たる育成の妨げになるような図書を図書館に置くべきではない。そういったものについて、きちんと図書館としての規定を設けなさいというのが一つ。

それからもう一つは、青少年健全育成条例の中でそういう阻害するようなものについては排除をできるように、東京都あるいは国に対してそういう規則、条例の改正をするような要望書を出してください、その2点でございました。

1点目につきましては、台東区では図書館でこの蔵書に関する基準を設けておりますので、その基準にのっとってやっていますので、陳情者の方がおっしゃるようなことには当たらないということが一つ。

それから2点目につきましては、東京都のほうの青少年健全育成条例につきましても、これは公聴会等を開いて正当なルートにのっとって条例をつくっているのです、これがこの方のおっしゃるようなことには当たらないということで、この2点とも陳情の趣旨には沿いがたいということで不採択という決定になったものでございます。

**○高森委員** 特に具体的な内容が要望されたというわけではないわけですね。

○中央図書館長 はい。ありませんでした。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に報告事項、庶務課のイについて何かご質問はございませんか。

これは、すみだ中小企業センターで実施するということですが、台東区の方々にとっては、特にアクセスとかほかの面で何か不便があるというようなことはないということでしょうか。

○生涯学習課長 区内ではないので運びづらいというところがありますけれども、去年は台東区の浅草橋の区民館で実施しておりまして、隔年で会場を移しながらこの予選大会を実施しているということで、ご不便はあるかと思えますけれども、皆さんの了承を得ているのかなと思います。

○和田教育長 ただいまの吟詠コンクールですけども、台東・墨田の予選大会ですが、これは東京都大会とか全国大会とか、そういう形での展開があるのですか。

○生涯学習課長 最終的には、大会を経まして東日本大会それから全国がございます。

○和田教育長 これは吟詠ということですから詩吟のことですね。これ以外に民謡とか民舞いわゆる古典芸能・伝統芸能的なものについても大会があると思えますが、そのような大会において、一般区民の方々の活躍、これは台東区を超えて、東京都とかあるいは全国とかそういうものの結果というのは、生涯学習課では情報として把握しているものなのでしょうか。

○生涯学習課長 情報が入る場合もありますが、団体によっては入らない場合もございます。やはり良い成績をおさめた時にはご紹介をしていきたいと考えておりますので、それぞれの連盟にもそのように話をしていきたいと思えます。

○和田教育長 最近、障害者スポーツなどで活躍をされて全国レベルで優勝されたりする方がおられますね。そういう方のお話はなかなか学校の生徒・児童とは違って、一般の方だと情報が入りにくい部分があるので、できるだけ情報として得られるといいなと思えます。これはほかの分野も含めてですけども、心しておいていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

## (2) 学務課 ウ

○垣内委員長 次に学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、第48回台東区学校保健研究発表会についてご報告をいたします。資料は6でございます。

本件は、台東区学校保健会及び台東区教育委員会の主催によりまして例年実施しており

まず研究発表会のご案内でございます。本年度は2月18日木曜日、午後1時30分より、生涯学習センターミレニアムホールにて開催をいたします。

研究発表会のプログラムは資料のとおりでございますが、本年度の特別講演につきましては、「骨太人生を目指す 成長期からの骨粗鬆症の予防」というテーマによりまして、女子栄養大学栄養生理学研究室教授の上西一弘先生にご講演をお願いしております。

各委員におかれましてはご臨席賜れば幸いです。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何ご質問はございませんか。

○樋口委員 このような特別講演については、非常に有意義な講演内容が多々あり、学校現場は保健担当の先生がおいでになっていると思いますが、一般区民にも知らせたほうがいいと思いますが。その辺の情報公開の手段をお持ちですか。

○学務課長 研究発表会ということで、対象は学校保健に関係する、学校の教諭職員ということでやらせていただいておりますが、研究発表をまとめた冊子というのを毎年出してございまして、そちらについてはオープンにさせていただいておりますので、そういったものをご活用いただくという形にはなっております。

○垣内委員長 オープンというのは、どこかウェブページか何かに載せているのですか。

○学務課長 残念ながら、まだウェブの対応はしておりませんが、その点については今後、検討はしていきたいと思っております。

○高森委員 昨年、私はこの講演会に行きましたが、参加されている方々の中にはPTAなどの保護者の方も随分いらしたような気がしますが、学校を通じて各学校の保護者に情報を伝えているということで理解をされているのでしょうか。

○学務課長 学校保健会自体にPTAの方にもメンバーとして入っていただいておりますので、会を構成しているメンバーでございますので当然、周知のほうはさせていただいております。

○樋口委員 もっと一般の学校と関係のない方で、特にこういった骨粗鬆症のような問題については、恐らく区民全体の重要な問題だと思いますので、ぜひとも学校と関係のない方にも情報提供をしたほうがいいだろうと思っております。

○学務課長 確かに樋口委員のおっしゃるとおりの部分はありますけれども、一つは区長部局のほうには保健所等がございまして、骨粗鬆症のような健康に関するような講演会等ももちろん実施はさせていただいております。

今回のこちらの学校保健研究発表については、基本的には学校保健会という形で学校関係者向けという形ではやらせていただいております。ただ、そういう情報のリンクですか、ほかの部署でやっているようなところについての情報の相互共有ではないですけど、そういうようなものが考えられればいいかなと今考えておりますので、その辺は相談をさせていただきたいと思っております。

○高森委員 機会が多い場合はそういうことがほかにもかかわることがありますからね。

○垣内委員長 区民サービスとしても非常に重要なコンテンツだと思いますので、ぜひそのあたりについて、うまく仕組みを考えていただければと思います。

○和田教育長 研究発表で柴田先生の小児生活習慣病予防健診の実施結果とありますが、これは教育委員会が行っている事業の実施結果の報告ですか。

○学務課長 そのとおりでございまして、本委員会につきましては、今月末の教育委員会にご報告する予定で今準備を進めております。

小児生活習慣病については、両医師会に行ってお願いをし実施している事業でございまして、当然情報の共有は両医師会とも図らせていただいておりますので、その結果に基づいて柴田先生のほうから発表をされるというように伺っているところでございます。

○和田教育長 これまで、学校保健会で小児生活習慣病についての健診や、区の事業についての実施結果についての報告は、学校医の方から行ったことはありましたか。

○学務課長 平成24年2月に開催した、第44回の研究発表会で、くしくも柴田先生はこのテーマに非常に熱心に取り組んでおいでですので、同じような実施結果のご報告、研究発表はされております。

○高森委員 興味深いですね、この4年間でどのように変わっているのか。

○和田教育長 本来であれば、区のほうから全体に報告をして、それに対してのご指摘なり何なりというそういう形かなと思いましたが、むしろ学校医の方が積極的に実施の結果を分析をしていたわけなので、それを逆に待ちたいなど、楽しみにしていますのでよろしくをお願いします。

○高森委員 今のご質問に関連して、この研究発表のそれぞれのテーマというのは、こちらからある程度こういったテーマで発表をお願いしますということで、医師会に依頼しているのか、それとも、個々の先生方が自発的にこのテーマを選んで発表にのぞまれるのか、どちらになるのですか。

○学務課長 医師、歯科医師、それから薬剤師と、下谷、浅草それぞれでございますので、毎年交互に実施をさせていただいております。テーマについては各先生方をお願いをしておりまして、各先生方が取り組んでいる内容でご発表されるということでございます。

○垣内委員長 ほかにございせんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 エ

○垣内委員長 次に、児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料7をご覧ください。

12月2日に開かれました子育て支援特別委員会での教育委員会に関する審議概要でございます。報告案件は3件でございます。いずれも事前に教育委員会でお諮りをした内容のものでございます。そのため、委員からの主な質問、また要望のところを中心にご説明を

させていただきます。

報告事項1点目、(1)就学前教育・保育の開設予定時期の変更についてでございます。委員からの主な内容でございます。認可保育園等についての提案がないことについて課題は何か、また、その解決策はあるのかというご質問がございました。

こちらにつきましては、施設の規模や認可基準に対応できる物件が少ないことや、区が設定する開設予定時期までに期間が短いことで提案がなかったというように回答をさせていただきます。

今後の対応につきましては、不動産事業者と保育事業者のマッチングを行うほか、区有地の活用についても検討しているということをご説明させていただきました。

また、質問では、区内にあります国有地や都有地といった公有地の活用も視野に入れてほしいというご意見がございました。

(2)の柳北保育室の延長につきましては、各委員からアスク浅草橋一丁目保育園の工事期間がさらに延びた場合の対応はどうなっているのかというご質問がございました。工事につきましては、現在大きな進捗の遅れはございませんで、予定期間も余裕をもって設定していることから、5月下旬末までには間違いなく終わるものと考えていますというようにお答えをさせていただきました。現在につきましても工事の遅れはございませんので、5月末の予定で進めているところでございます。

(3)の私立認可保育所の改築についてということでございます。裏面をご覧ください。委員からのご要望としては、事業者に対してできる限りの支援をしてほしいという内容がございました。また、改築に対して行政から助成はあるのかといったご質問がございました。改築の内容によって経費の一部を助成する制度がある旨をご説明をさせていただきました。

また、今回、竜泉中学校の貸し付けも関係いたしましたので、旧竜泉中学校について改修予定があるということだが、どういう内容かというご質問がございました。これにつきましては、現在、忍岡中学校が仮校舎として使用しているため、これを保育園に合わせるために一部改修が必要になる旨をご説明をさせていただきました。

しかしながら、工事の内容につきましては今後事業者と相談をして決定していくこととなりますので、工事の詳細についてはその後ということをご説明をさせていただいたところでございます。

子育て支援特別委員会の状況については、以上のとおりでございます。

**○垣内委員長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

いずれの案件ももう既にいろいろご報告をいただいているものだと思いますけれども、ご質問ございませんでしょうか。

(なし)

**○垣内委員長** それでは、児童保育課のエについては、報告どおり了承願います。

#### (4) 指導課 オ

○垣内委員長 次に、指導課のオについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、資料8をご覧ください。台東区では平成26年度に「台東区オリンピック・パラリンピック協議プラン」を策定し、その推進、充実に取り組んでおります。本日はその進捗状況、今後の取組等についてご報告申し上げます。

項番2、推進の方法をご覧ください。

①、本年度は昨年度策定したプランに基づき、アスリートを招聘したスポーツ体験や、講演会の実施、障害者スポーツの体験、国際理解の一環とした留学生等との交流等さまざまな教育実践を現在各校で展開しております。

②、また今年度は校長会と連携し、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会を設置し、この委員会はプランに示している五つの領域に基づいた作業部会を構成しております。各作業部会は、校長、校長より推薦された教員、指導主事により構成されております。作業部会では、台東区独自のオリンピック・パラリンピック教育「学習プログラム」を開発することに取り組んでおります。2月4日木曜日にミレニアムホールにて、その研究成果の報告会を開催する予定でございます。

③、台東区オリンピック・パラリンピック教育推進校の取組についてでございます。本年度は東京都の指定校12校に加え、区独自に小学校1校、中学校1校を研究推進校と指定し、現在研究を推進しております。ちなみに、田原小学校ではおもてなし英会話、また、駒形中学校では職場体験における英会話、また、職場体験以外に英語の授業等で英語を活用した台東区の紹介等に取り組んでおります。

④、おもてなし英会話の取組として3校、忍岡小学校、谷中小学校、田原小学校にALT、外国人英語指導員を配置し、外国語活動の時間のみならず、他の教科や学校行事等で英語にふれ、外国人に親しむ活動を実践しております。

項番3につきましては、先ほど触れさせていただきました実践発表会の概要を記させていただきます。

私からは以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今後の流れについてご説明をいただけますか。2月4日のこの内容を具体的に教えてください。

○指導課長 2月4日につきましては、まず会場は先ほど申し上げましたミレニアムホールで、研究実践発表会を午後1時30分から開催いたします。内容としましては五つの領域、一つ目は、スポーツ健康領域。二つ目は、国際理解領域。三つ目は、おもてなし英会話。四つ目は、こころざし教育。五つ目は、ユニバーサルマナー。この五つの作業部会を構成しておりますので、各作業部会から今年度開発に取り組んだ教育実践プログラムの発表を行います。

あわせて、駒形中学校で展開している、おもてなし英会話の様子を寸劇で紹介する予定

でおります。また、大正小学校では、学校独自にオリパラ体操という取組みを行っておりますので、この小学生によるオリパラ体操の紹介をさせていただきます。

また、記念講演といたしまして、教育プランの策定からご指導いただいております、筑波大学の教授、真田久先生をお迎えして記念講演を開催する予定でございます。

以上でございます。

**○垣内委員長** これは27年度以降もオリンピックに向けて継続をされると思いますが、27年度の評価や総括する仕組みは、どのようになっているのか。もし何か具体的なものがあるのであれば、ご紹介いただけるといいかなと思います。

なかなか、教育の成果というのは急には、短期的には出ないですけども、恐らくこれだけ作業部会をやって、先生方が熱心にされているのであれば、そこになんらかの知見があるのではと思うものですから、それをどうやってまとめて次につなげていくのか、どういう知見があるのか、もし具体的などころがあればご紹介いただければということです。

**○指導課長** 今、学校では学校独自に今年度の教育課程に位置づけてオリパラ教育を推進しておりますので、ちょうど今の時期に各学校が学校評価という形で一年間の総括を行っておりますので、オリパラに関わるものについては指導課としても今後把握をしていく考えであります。

また、あわせてこの作業部会につきましても、この発表を目指して行ってまいりましたが、各領域ごとにその成果と課題ということについては、これは発表の中でも触れさせていただきますが、まとめておりますのでそういったところで今年度の総括を行っていきたいと考えております。

**○末廣委員** ③の教育推進校の指定や、英会話実践校の指定というのは、毎年度指定校は変わるのですか。

**○指導課長** まず、③の区の指定校につきましては、2年間という指定を行っておりますので、28年度から2年間スタートする学校を今年度末に指定をしております。また、おもてなし英会話につきましては、単年ごとの指定となっておりますので、次年度、継続することも可ということで行っておりますので、その募集に対しての応募状況でその辺りの判断をしていきたいと思っております。

**○末廣委員** この④のALTの配置というのは、例えば週にどの程度の先生がいるのか。人数ですね。それから、どの程度の時間、授業を行うのかというのはある程度決まっているのですか。

**○指導課長** まず通常のALTについては、高学年が35、中学年17というような形で授業を行っております。あわせて、このおもてなし英会話につきましては、その授業以外の通常の一日の学校生活を通してALTと子どもたちが触れ合うというような形で実施しておりますので、週にならすと週に3日ないしは4日という配置になっているところでございます。

**○末廣委員** 勤務時間、全部いらっしゃるのですか。

**○指導課長** はい。例えば、全校朝会であったり、給食の時間であったり、学校独自の行

事の時間であったり、いわゆる外国語活動とは違う時間にも、子どもたちと過ごすという  
ことで指導を進めていく役割を担っております。

○和田教育長 東京都の教育委員会が、都内の小中学校あるいは高校でのオリンピック・  
パラリンピックに関わる教育の進め方について、この度、新たに打ち出した案があると思  
いますが、その案と台東区独自の教育との整合性についてはどうでしょうか。

○指導課長 昨年末の12月21日に、東京都のオリパラの有識者会議の最終提言というもの  
が報告されております。この中で、もともと都はオリンピック教育を進める枠組みとして  
4つのテーマ、4つのアクションがありまして、4つのテーマというのが、オリパラの精  
神、スポーツ、文化、環境。この4つのテーマに対して、学ぶ、観る、する、支えるとい  
う観点から全部で16とおりの取組みができるという提案がされているのですが、それに加  
えて都からは、その中でもとりわけ5つの資質の育成に重点を置くということで、5項目  
示されております。これがもともと本区で設定している5つの領域と、ほぼそのまま内容  
としても合致するものになっておりますので、本区のこれまでの推進の基本枠をもとに進  
めていくことが次年度以降の都のオリパラの推進とも一致するものであるかというように  
現在のところ認識しております。

○樋口委員 東京都教育委員会が示している、オリンピック・パラリンピックの参加国に  
ついての研究について、1校当たり5校の研究という指定があったと思いますが、台東区の  
学校については、それを受け入れるのか、それともやらないのか。

○指導課長 都のほうから、いわゆる地区に対して国の割り当てをするというような話が  
以前ありましたが、それを基本枠としながらも、各区独自の取組みを尊重していただける  
ということでございます。また、その国の割り当て等につきましては、次の段階の具体的  
な提案は示されておりませんので、この辺りは区の独自性を大事にしながら、その提案を  
注視していきたいと考えております。

○樋口委員 お願いになりますが、すぐ英会話、英会話ということになりがちですが、当  
然各国は各国のそれぞれの言語がございますので、5カ国という都が提案していることを  
やるのかどうかは別にして、少なくとも言語で挨拶程度はできるように、それぞれの学校  
に普及させるべきだと思っています。おもてなしですから、そのような教育を進めたほう  
がよろしいかと思っておりますので、検討をお願いします。

○和田教育長 ただいま樋口委員から東京都の方針についてご意見をいただきました。確  
かに今おっしゃいました1校5国運動ということを都から提案がありましたが、これは23区  
の教育長会でもその話が事前にありまして、各区とも言うておりましたが、やり方の具体  
的な方法を考えると、かなり難しいねという意見が多々ありました。結局、東京都として  
は主催都市ということもあって、全参加国を対象にしたいということですがけれども、やは  
り参加国によっては非常にコンタクトをとりにくい国もありますし、学校が対応するには  
非常に難しい場面が多いだろうということでした。その辺をどうするのかというようなこ  
とになりまして、その結果、各区の実情に合わせてやってまいりたいという話になりまし

た。教育委員会としても、都のやり方に合わせて教育をしたいという気持ちはありますけれども、各実情に合わせて進めていきたいということで、台東区としてもこれまでのオリンピック・パラリンピック教育プランを共有しながら、合わせられるところは合わせていくということでやっていきたいなと思ってます。

○樋口委員 そのようなことであれば、JETROという日本貿易振興会が、日本国内の企業が各国に進出する場合の情報提供をしております、ほとんどの国の産業、経済、政治、地理など全て日本語で出していますので、少々お高いですが、3,000円を超えていたような気がします。JETROのシリーズは各国ありますので、それをもしやるのであれば情報提供をしようと思っています。日本語で全部読めて、少なくとも面積、人口、首都、主な産業、日本との関係は間違いなく全部出ていますので、それを子どもたちに教えることが、まず国を捉えるうえで重要で、挨拶などについては現地の言語でというような教育をしていただけたらどうかということをご提案したいと思います。

○垣内委員長 たしか外務省も同じような各国の状況みたいなものをウェブに出していますし、いろいろな情報がありますので、そういうものを活用していただいて、やはり実情に合わせないと国によっては、国情が違って難しいところもありますし、学校の先生も困るということもあるんでしょうから、そこは実利といいますか、実際にその成果が上がるような形で、お互いにウイン・ウインな形をつくっていくというのがいいのではないかと思います。いろいろな情報がありますので、そういったものを活用していただくとよろしいかと思います。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課のオについては、報告どおり了承願います。

### 3 2月の行事予定について

○垣内委員長 次に、2月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 2月の教育委員会の行事予定でございます。資料9をご覧ください。

まず、教育委員会でございますが、2日の火曜日と16日の火曜日に予定をしております。そのほかの事業といたしましては、4日木曜日に台東区オリンピック・パラリンピック教育実践発表会がございます。これは、先ほど指導課長から報告があったものでございます。それから、19日金曜日に教育実践フォーラムが生涯学習センターミレニアムホールでございます。

それから、PTA関係の行事でございますが、1日の月曜日に小中のPTA連合会合同の新年意見交換会がございます。そのほか、27日土曜日に小学校の生活指導子ども会ビーチボール大会がリバーサイドスポーツセンターで行われる予定でございます。

そのほかの行事につきましては、資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 行事予定については、報告どおり了承願います。

#### 4 その他

○垣内委員長 そのほか何かございますでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもちまして本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時22分 閉会